

藤沢市ふじさわ宿交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

藤沢市長



藤沢市条例第35号

藤沢市ふじさわ宿交流館条例の一部を改正する条例

藤沢市ふじさわ宿交流館条例（平成27年藤沢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100円」を「200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市ふじさわ宿交流館条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の会議室の使用に係る使用料について適用し、同日前の会議室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。